



山形県公報

平成18年7月4日(火)
第1755号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県災害弔慰金の費用の負担等に関する規則の一部を改正する規則.....(総合防災課)...1017  
山形県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則.....(森 林 課)... 同

### 告 示

山形県消費生活条例第12条第1項の規定による指定.....(生活安全調整課)...1018  
指定居宅サービス事業者の指定.....(置賜総合支庁福祉課)...1020  
指定介護予防サービス事業者の指定.....( 同 )...1021  
同.....( 同 )... 同  
山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....(経営安定対策課)... 同  
国土調査の成果の認証.....(農村計画課)... 同  
同.....( 同 )...1022  
土地改良事業施行の同意.....(置賜総合支庁農村計画課)... 同  
道路の位置の指定.....(最上総合支庁建築課)... 同

### 公 告

大規模小売店舗の変更に係る市町村等の意見.....(商業経済交流課)... 同

### 正 誤

## 規 則

山形県災害弔慰金の費用の負担等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年7月4日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第87号

山形県災害弔慰金の費用の負担等に関する規則の一部を改正する規則

山形県災害弔慰金の費用の負担等に関する規則(昭和49年9月県規則第56号)の一部を次のように改正する。  
第5条中「早い日」を「早い日(知事が特に必要と認める場合にあつては、知事が別に定める日)」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にその期限が到来した実績報告書の提出期限については、なお従前の例による。

山形県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年7月4日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第88号

山形県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成15年9月県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号及び第4号中「資本」を「資本金」に改める。

別記様式第3号(裏)第1条第5号及び別記様式第7号第2条第5号中「破産」を「破産手続開始」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第704号

山形県消費生活条例(平成18年3月県条例第17号。以下「条例」という。)第12条第1項の規定により、次の取引行為を不当な取引行為として指定し、平成元年5月県告示第616号(山形県消費者保護条例第7条の2第1項の規定による指定)は、廃止する。

平成18年7月4日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 条例第12条第1項第1号に該当する取引行為

- (1) 商品を販売し、若しくは役務を有償で提供すること以外のことが主たる目的であると思わせるような言動若しくは主たる供給目的以外の商品若しくは役務(以下「商品等」という。)の供給が目的であると思わせるような言動を用いて、又はそのような広告により消費者を誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (2) 商品等の安全性、内容、取引条件、取引の仕組みその他の消費者の商品等を購入するか否かの判断に影響を及ぼす重要な事項(以下「商品等に関する重要事項」という。)について、実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると消費者を誤認させるような言動を用いて、又はそのような広告により消費者を誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (3) 事業者が保有し、又は保有し得べき商品等に関する重要事項に関する情報を消費者に提供しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (4) 商品等に関する重要事項について、事実と異なる情報又は消費者を誤認させるような情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (5) 将来における変動が不確実な商品等に関する重要事項について、消費者に断定的な判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (6) 商品等の購入又は利用が、法令等により義務付けられていると消費者を誤認させるような言動を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (7) 自らを官公署、公共団体、著名な法人その他の団体(以下「官公署等」という。)の職員であると消費者を誤認させるような言動を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (8) 官公署等若しくは著名な個人の許可、認可、後援等の関与を受けていると消費者を誤認させるような言動を用いて、又はそのような広告により消費者を誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (9) 事業者の氏名若しくは名称、住所等を明らかにしないで、又は偽って、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (10) 消費者の意に反して、長時間にわたり、若しくは反復して説得し、又は早朝若しくは深夜に電話をかけ、若しくは訪問する等の困惑させるような言動を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (11) 消費者がその住居若しくは業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去せず、又は消費者が勧誘されている場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から退去させないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (12) 威圧的又は畏怖させるような言動を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (13) 商品を販売し、又は役務を有償で提供する目的で、無償又は著しい廉価で他の商品等を供給すること等により、消費者に心理的負担を与えて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (14) 消費者の健康、財産又は将来の不安その他の生活上の不安を殊更に覚えさせるおそれのある言動を用い、消費者を心理的に不安な状態に陥らせて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (15) 消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (16) 主たる供給目的以外の商品等を意図的に無償又は著しい廉価で供給すること等により、消費者を正常な判断ができない状態に陥らせて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (17) 消費者が過去に関係した取引を継続する義務があるかのように告げ、又は当該取引に係る過去の不利益が回復でき、現在被っている不利益の拡大を防止でき、若しくは新たな不利益を防止できるかのように告げるこ

と等により、消費者が過去に関係した取引に関する情報を悪用して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

- (18) 路上その他の場所において消費者を呼び止め、消費者の意に反して、執ように説得して、又は威圧的若しくは困惑させるような言動を用いて、その場に引き留め、若しくは営業所その他の場所へ誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (19) 消費者が電気通信回線を利用した広告宣伝の提供を受けることを希望しない旨の意思を示したにもかかわらず、又はその意思を示す機会を与えることなく、一方的に当該広告宣伝を反復して送信して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (20) 年齢、職業、収入その他の契約に関する重要事項について、契約の申込書、契約書等に事実と反することを記載するよう消費者を唆して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (21) 商品等の購入資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、金融機関からの借入れその他の信用の供与を受けることを執ように勧めて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (22) 商品等の供給について、消費者が取引をしない旨の意思を示したにもかかわらず、引き続き電話をかけ、又は訪問すること等により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

## 2 条例第12条第1項第2号に該当する取引行為

- (1) 消費者からの契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張(以下「契約の申込みの撤回等」という。)をすることを不当に制限する条項を定めた契約を締結させる行為
- (2) 契約に係る損害賠償額の予定若しくは違約金又は契約の解除に伴う清算金について、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める条項を定めた契約を締結させる行為
- (3) 事業者の債務不履行、債務の履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物の瑕疵により生じる事業者の損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は契約の目的物の瑕疵に係る事業者の修補責任を一方的に免責する条項を定めた契約を締結させる行為
- (4) クレジットカード、会員証、パスワードその他の商品等の供給を受ける際の資格を証するものが第三者によって不正に使用された場合に、消費者に不当な責任を負担させる条項を定めた契約を締結させる行為
- (5) 当該契約に関する訴訟について、消費者に不当に不利な裁判管轄を定めた契約を締結させる行為
- (6) 法令の規定が適用される場合に比べて、消費者の権利の制限、消費者の義務の加重その他の不当に消費者の利益を害する内容の条項を定めた契約を締結させる行為
- (7) 消費者が購入の意思を示した商品等と異なるものを記載し、又は事前に消費者に説明した内容と異なることを記載した契約を締結させる行為
- (8) 商品等の購入に伴って消費者が金融機関から受ける借入れその他の信用の供与がその者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用の供与を伴った契約を締結させる行為
- (9) 消費者に名義の貸与を求め、又は消費者を欺き、若しくは唆して、実体と異なる契約又はその意に反する債務を負担させる契約を締結させる行為
- (10) 消費者にとって不当に過大な量の商品等又は不当に長期にわたって供給される商品等を購入する内容の契約を締結させる行為

## 3 条例第12条第1項第3号に該当する取引行為

- (1) 消費者、その保証人その他の法律上支払義務のある者(以下「消費者等」という。)を欺き、又は威圧的若しくは畏怖させるような言動を用いて、債務の履行を迫る行為
- (2) 消費者等に対して、正当な理由なく、長時間にわたり、若しくは反復して、又は早朝若しくは深夜に電話をかけ、又は訪問する等の消費者等を困惑させるような言動を用いて、債務の履行を迫る行為
- (3) 正当な理由なく、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関(消費者等の支払能力に関する情報(以下「信用情報」という。)の収集及び事業者に対する信用情報の提供を業とする者をいう。)若しくは消費者等の関係人に通知し、若しくは一般に流布する旨を消費者等に告げ、又はこれらの行為を実行することにより、消費者等に心理的圧迫を与えて、債務の履行を迫る行為
- (4) 消費者等を欺き、困惑させ、又は威圧的若しくは畏怖させるような言動若しくは心理的圧迫を与えるような言動を用いて、預金の払戻し、生命保険の解約、借入れ等をさせることにより、債務の履行のための金銭を調達させる行為
- (5) 契約の成立又はその内容について消費者等が争っているにもかかわらず、契約の成立又はその内容を一方的に主張して、商品の受領若しくは役務の利用を迫り、又は債務の履行を迫る行為
- (6) 正当な理由なく、消費者等の関係人で法律上支払義務のないものに電話をかけ、又は訪問する等の手段を用

いて、契約に基づく債務の履行を迫る行為

- (7) 事業者の氏名若しくは名称、住所等を明らかにせず、又は偽って、消費者等に対して、債務の履行を迫る行為
- (8) 履行期限を過ぎているにもかかわらず、契約に基づく債務の完全な履行をせず、又は消費者からの履行の催促に対して適切な対応をしないで、債務の全部又は一部の履行を不当に拒否し、又は遅延させる行為
- (9) 継続的に商品等を供給する内容の契約を締結した場合において、正当な理由なく、取引条件を一方的に変更し、又は債務の完全な履行が終了していないにもかかわらず、消費者への事前の通知をすることなく履行を中止する行為

4 条例第12条第1項第4号に該当する取引行為

- (1) 口頭で行われた契約の申込みの撤回等に同意する旨の意思を示したにもかかわらず、後に書面によらないことを理由として、契約の成立又は存続を強要する行為
- (2) 消費者を欺き、困惑させ、又は威圧的若しくは恐怖させるような言動若しくは心理的圧迫を与えるような言動を用いて、法令又は契約に基づく契約の申込みの撤回等を妨げる行為
- (3) 不当な額の対価、費用、損害賠償等の支払いを要求する旨を消費者に告げ、法令又は契約に基づく契約の申込みの撤回等を妨げる行為
- (4) 法令又は契約により、その使用若しくは消費又は利用により消費者が契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができないこととなる商品等について、その旨を説明せず、かつ、消費者を誘導して当該商品等を使用させ、若しくは消費させ、又は利用させることにより、契約の申込みの撤回又は契約の解除を妨げる行為
- (5) 過大な量の商品等を購入する内容の契約を締結した場合において、信義誠実の原則に照らしやむを得ないと認められる理由による消費者からの当該契約の解除の申出を正当な理由なく拒否する行為
- (6) 継続的に商品等を供給する内容の契約を締結した場合において、信義誠実の原則に照らしやむを得ないと認められる理由による消費者からの当該契約の中途解約の申出を正当な理由なく拒否する行為
- (7) 契約の申込みの撤回等が有効に行われたにもかかわらず、これを認めず、又はこれにより法令若しくは契約に基づき生ずる返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の全部若しくは一部の履行を正当な理由なく拒否し、若しくは遅延させる行為

5 条例第12条第1項第5号に該当する取引行為

- (1) 立替払、債務の保証その他の信用の供与に係る債権及び債務について重要な情報を提供せず、又は誤認させるような表現を用いて、商品等を供給する事業者若しくはその取次店等実質的な販売行為を行う者（以下「販売業者等」という。）からの商品等の購入を条件若しくは原因として信用の供与若しくは保証の受託をする契約（以下「与信契約等」という。）の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為
- (2) 販売業者等が第1項若しくは第2項に規定する行為を行っていることを知りながら、又は信用の供与に係る加盟店契約その他の提携関係にある販売業者等を適切に管理していればそのことを知り得べきであるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為
- (3) 信用の供与が消費者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為
- (4) 与信契約等において、販売業者等に対して生じている事由をもって消費者が正当な根拠に基づき支払を拒否できる場合であるにもかかわらず、電話をかけ、又は訪問する等の手段を用いて、消費者又はその関係人に債務の履行を迫る行為

6 指定年月日

平成18年7月1日

山形県告示第705号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年7月4日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地           | 事業所の名称及び所在地                  | 居宅サービスの種類 | 指定年月日     |
|-------------------------------|------------------------------|-----------|-----------|
| 有限会社なごみの部屋<br>米沢市福田町二丁目3番169号 | ぶちハウスなごみ<br>米沢市通町一丁目1-117-10 | 通所介護      | 平成18.6.26 |

## 山形県告示第706号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年7月4日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地         | 事業所の名称及び所在地                  | 介護予防サービスの種類 | 指定年月日     |
|-------------------------------|------------------------------|-------------|-----------|
| 有限会社なごみの部屋<br>米沢市福田町二丁目3番169号 | ぶちハウスなごみ<br>米沢市通町一丁目1-117-10 | 介護予防通所介護    | 平成18.6.26 |

## 山形県告示第707号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年7月4日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地              | 事業所の名称及び所在地                              | 介護予防サービスの種類     | 指定年月日     |
|------------------------------------|------------------------------------------|-----------------|-----------|
| 医療法人社団聡明会<br>西置賜郡白鷹町大字十王字塩田5059-13 | 白鷹あゆみの園訪問リハビリテーション<br>西置賜郡白鷹町大字十王5087番地1 | 介護予防訪問リハビリテーション | 平成18.6.27 |

## 山形県告示第708号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年7月4日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年1.20パーセント」を「年1.05パーセント」に、「年1.00パーセント」を「年0.85パーセント」に、「年0.4パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成18年4月19日から適用する。
- 平成18年4月19日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第709号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成18年7月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 調査を行った者の名称  
鶴岡市
- 調査を行った期間  
平成16年5月6日から平成18年3月27日まで
- 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
鶴岡市地籍図及び地籍簿
- 調査地域  
小名部の一部
- 認証年月日

平成18年6月28日

## 山形県告示第710号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成18年7月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
白鷹町
- 2 調査を行った期間  
平成16年5月6日から平成18年2月22日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
白鷹町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字大瀬、大字針生及び大字中山の各一部
- 5 認証年月日  
平成18年6月28日

## 山形県告示第711号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、土地改良事業の施行を次のとおり同意した。

平成18年7月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
高島町
- 2 同意年月日  
平成18年6月16日

## 山形県告示第712号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建築課及び新庄市役所において縦覧に供する。

平成18年7月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私有道最総建第199号
- 2 指定の場所 新庄市大字松本字向野550-1
- 3 道路の現況 幅員4.0メートル  
延長34.99メートル
- 4 指定年月日 平成18年6月26日

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により鶴岡市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成18年8月4日まで縦覧に供する。

平成18年7月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
庄内アークプラザ  
鶴岡市中野京田字上大坪2番1号外
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日

平成18年2月17日

## 3 意見の概要

店舗の西側には住居が立地しており、駐車場の利用可能時間が午前0時30分まで変更され深夜に及ぶことにより、来店者や従業員の自動車走行による騒音の影響が懸念される。

従って、午後10時以降は出入口4と出入口5の間の通路は極力使用しないように誘導看板を設置するなどの措置を講ずるよう求める。

|          |           | 正      |     | 誤    |            |            |
|----------|-----------|--------|-----|------|------------|------------|
| 発行年月日    | 県公報番<br>号 | ページ    | 行   | 誤    | 正          |            |
| 平成17.4.1 | 号外(16)    | 1      | 7   | 附属機関 | 附属機関       |            |
| 平成18.3.7 | 第1722号    | 278    | 2   | あつては | あつては       |            |
| 同        | 同         |        | 7   | あつては | あつては       |            |
| 同        | 6.23      | 第1752号 | 939 | 30   | 平成18年6月20日 | 平成18年6月23日 |

平成18年7月4日印刷  
平成18年7月4日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056